

# 地球温暖化対策税還付手引書

(苛性ソーダ製造業者)

令和2年12月

経済産業省

## 目 次

1. 用語の定義
2. 制度の概要
  - 1) 苛性ソーダ製造業者関係
  - 2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者関係
  - 3) 販売業者関係
  - 4) 特定用途石油製品等の製造者、採取者又は承認輸入者関係
  - 5) 帳簿の記載義務及び罰則
3. 還付対象となる用途範囲
4. 還付手続きの実務
  - 1) 還付手続きの流れ
  - 2) 記帳義務
  - 3) 用途証明申請の手続き
  - 4) お問い合わせ窓口
5. 関連様式
6. 関連様式記載例
7. 参考様式（還付金額計算シート）
  - 1) 重油の場合
  - 2) 石炭の場合
  - 3) 国内で採取された天然ガスの場合
  - 4) 輸入された天然ガス(LNG)の場合
  - 5) 混合ガス(都市ガス)の場合
8. 参考様式（還付金額計算シート）記載例
  - 1) 重油の場合
  - 2) 石炭の場合
  - 3) 国内で採取された天然ガスの場合
  - 4) 輸入された天然ガス(LNG)の場合
  - 5) 混合ガス(都市ガス)の場合
9. 還付金額の計算シートの記載要領

## 1. 用語の定義

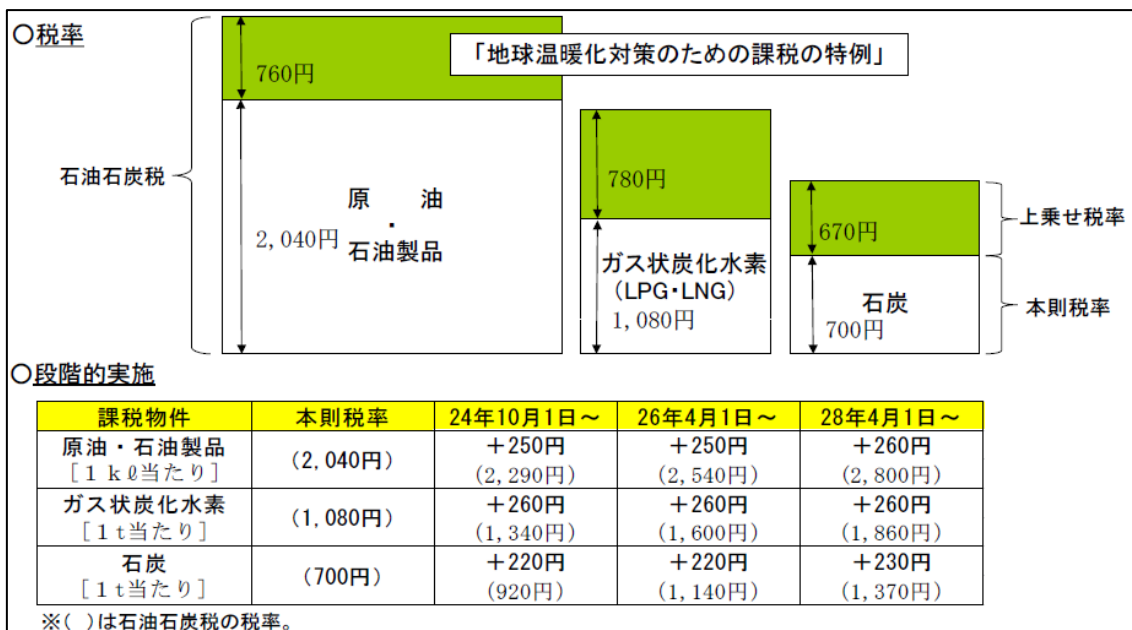
- 1) この手引書で用いられる用語の定義は、租税特別措置法第90条の3の4及び同法施行令第48条の7の規定によるものとする。
- 2) 申出書とは、本手引書の2. 3) に記述するところの苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者に対し販売した特定用途石油製品等に係る、製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者毎の販売期間及び販売量を記載した書類をいう。(別記様式2)
- 3) 石油石炭税相当額還付申請書とは、租税特別措置法施行令第48条の7に規定する申請書であって、国税庁の様式「石油石炭税相当額還付申請書(特定用途石油製品用)」(CC2-3527)をいう。
- 4) 特定石油販売業者とは、石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第7項に規定するものをいう。

## 2. 制度の概要

### <地球温暖化対策のための課税の特例>

税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、「地球温暖化対策のための課税の特例」として、平成24年10月1日よりCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を石油石炭税に上乗せしています。

税率は段階的に引き上げられ、平成28年4月1日に最終段階の引き上げが実施されたところです。



<苛性ソーダ製造用電気の発電用に供する石油製品等に係る温暖化対策税の還付措置>

苛性ソーダ製造業者（当該苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者を含む。）が、課税済みの原油等から製造された又は保税地域から引き取られた重油、天然ガス及び石炭（以下「特定用途石油製品等」という。）を、自家発電（苛性ソーダの製造に使用する電気にかかるものに限る。）の用に供した場合には、その用途に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の特例により上乗せされる石油石炭税（以下「地球温暖化対策税」という。）相当額が当該特定用途石油製品等の製造者、採取者又は承認輸入者に還付される制度です。

本制度は、特定用途石油製品等の販売価格等を通じて最終的には苛性ソーダ製造業者の国際的な競争力確保を目的としています。

本制度は、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの時限措置となっています。

### 1) 苛性ソーダ製造業者関係

苛性ソーダ製造業者は、特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量や前記電気の量のうち苛性ソーダの製造に使用した電気の量の帳簿を作成するとともに、特定用途石油製品等の用途証明書の交付を受けるため、提出する書類（用途証明申請書（別記様式1）及び関係書類※1）間の相互の数量の整合性等を十分確認した上で経済産業大臣に対して用途証明申請を行う必要があります。当該特定用途石油製品等を自ら国内で採取し、又は自ら輸入した場合以外の場合には、経済産業大臣から交付を受けた用途証明書（別記様式1）を当該特定用途石油製品等の購入元事業者（販売業者又は元売業者（製

造者、採取者又は承認輸入者（特定石油販売業者から販売されている場合には特定石油販売業者を含む。）をいう。以下同じ。））に提出します。

なお、当該特定用途石油製品等を複数の製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者から購入した場合には、用途証明申請書（別記様式1）は当該者別に分けて作成する必要があります。

#### ※1 関係書類

- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量に関する報告書（別記様式2-1）
- ・ 販売した特定用途石油製品等に関する申出書（以下「申出書」という。）（別記様式3）
- ・ 苛性ソーダ製造業者の特定用途石油製品等の帳簿（別記様式4-1）
- ・ 苛性ソーダ製造業者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等※2の集計表（別記様式5-1）
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造に使用した電気の量の集計表（別記様式6-1）
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量の集計表（別記様式6-2）

#### ※2 電気の量の計量方法

特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量、自ら発電した電気の量、他者から供給された電気の量、苛性ソーダ製造に使用した電気の量、苛性ソーダ製造業者へ供給した電気の量の計量方法は、当該電気の量を示す電力計を用いて下さい。

#### 2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者関係

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、特定用途石油製品等の帳簿及び苛性ソーダ業者に供給した電気の量や特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量の帳簿を作成します。

#### ※1 関係書類

- ・ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者に販売（供給）した電気の量に関する報告書（別記様式2-2）
- ・ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の特定用途石油製品等の帳簿（別記様式4-2）
- ・ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表（別記様式5-2）

### 3) 販売業者関係

販売業者は、特定用途石油製品等について、販売数量等を記載した帳簿を作成するとともに、当該特定用途石油製品等の買受人に対し、申出書（別記様式3）を提出することにより当該特定用途石油製品等に係る特定用途石油製品等の製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者に係る情報を伝達します。

申出書とは、苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者に対し販売した特定用途石油製品等に係る、製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者毎の販売期間及び販売量を記載した書類です。

また、苛性ソーダ製造業者から提出される用途証明書（別記様式1）に記載された数量が、自身が販売した販売量を超えないことを確認し、製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者に提出します。

### 4) 特定用途石油製品等の製造者、採取者又は承認輸入者関係

特定用途石油製品等の製造者、採取者は、製造、貯蔵、移出した特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量及び製造の年月日等に関する帳簿を作成します。

承認輸入者は、その引取に係る特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量及び製造の年月日等について、帳簿を作成します。ただし、これらの全部又は一部が石油石炭税法施行令第20条第8項本文又は第9項の帳簿に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができます。

特定用途石油製品等の製造者、採取者又は承認輸入者が還付を受けるためには、苛性ソーダ製造業者、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者又は販売業者等から提出される経済産業大臣が交付する用途証明書（別記様式1）が必要となります。

特定用途石油製品等の製造者、採取者又は承認輸入者は、用途証明書（別記様式1）を石油石炭税相当額還付申請書に添付して、当該特定用途石油製品等の製造場、採取場又は承認輸入者の住所を所轄する税務署長（以下「所轄税務署長」という。）へ還付申請を行います。

### 5) 帳簿の記載義務及び罰則

本制度では、苛性ソーダ製造業者、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者並びに特定用途石油製品等の販売業者、製造者、採取者及び承認輸入者に対して、移入（購入）・消費・貯蔵（在庫）等の数量や年月日等の事項を帳簿に記載する義務が課されています。また、苛性ソーダ製造業者及び苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者に対して、発電・購入・販売・使用した電気の量及び生産した苛性ソーダの量を記帳する義務が課されています。

ただし、法令上記帳が求められている事項が満たされていれば、帳簿の体裁は問いません。したがって、現在使用している書類を活用していただいて差し支えありません。

なお、特定用途石油製品等の消費とは、特定用途石油製品等の引取（貯蔵タンク等への移入）でなく、実際に苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が特定用途石油製品等を発電のために消費することをいいます。

また、苛性ソーダ製造業者、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者並びに特定用途石油製品等の販売業者、製造者、採取者及び承認輸入者において求められるこれらの記載を行わない場合や虚偽記載を行った場合等は、石油石炭税法又は租税特別措置法により罰則が科されることとなります。

### 3. 還付対象となる用途範囲

地球温暖化対策税の還付措置の対象となる特定用途石油製品等は、苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供したものに限りま

### 4. 還付手続きの実務

#### 1) 還付手続きの流れ

苛性ソーダ製造業者が、特定用途石油製品等を苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供した場合の当該特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策税の還付手続きの概要は、次の通りです。

- ・ 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は経済産業大臣から用途証明を受ける。
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気を購入している場合は、苛性ソーダ製造業者は購入電気量の情報を、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は販売電気量の情報を、経済産業大臣に提出する。
- ・ 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、直接元売業者に用途証明書を提出する（販売業者から特定用途石油製品等を購入している場合は、当該業者を通じて提出することもできる。）。
- ・ 特定用途石油製品等の製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者は、石油石炭税相当額還付申請書にその用途証明書を添付して、所轄税務署長に還付申請を行い、還付を受ける。

なお、苛性ソーダ製造に使用する電気の発電に係る地球温暖化対策税の還付手続きを  
図示したものが、次の図1です。

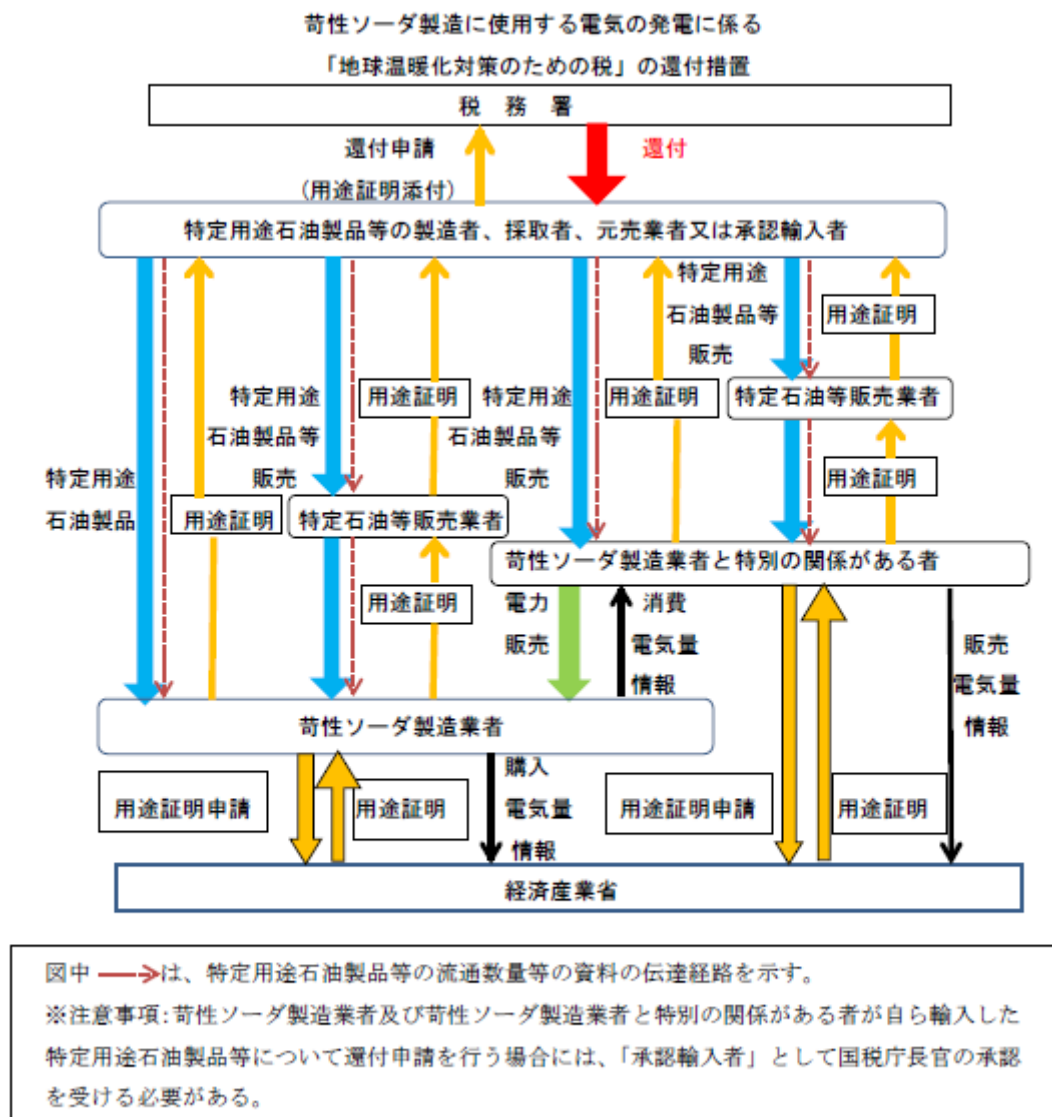


図1 還付スキーム図

特定用途石油製品等をガス・重油・石炭に分けた場合のそれぞれの還付手続きは以下の通りです。

ア) 国内で採取された天然ガス、輸入された天然ガス(LNG)、ガス事業者から供給される混合ガス(都市ガス)の場合 \*以下、これらを総称してガスといいます。

苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が、ガスを苛性



ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供した場合の当該ガスに係る地球温暖化対策税の還付手続きの概要は、次の通りです。

- ・ 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は経済産業大臣から用途証明を受ける。
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気を購入している場合は、苛性ソーダ製造業者は購入電気量の情報を、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は販売電気量の情報を、経済産業大臣に提出する。
- ・ 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は天然ガス採取者、LNG 輸入者又はガス事業者(都市ガス会社)に用途証明書を提出する(苛性ソーダ製造業者が販売業者からガスを購入している場合は、当該業者を通じて提出することもできる。)
- ・ 天然ガス採取者又は LNG 輸入者は、その用途証明書を添付して、所轄税務署長に還付申請を行い、還付を受ける。

なお、苛性ソーダ製造に使用する電気の発電に係る地球温暖化対策税の還付手続きを図示したものが、次の図 2 です。

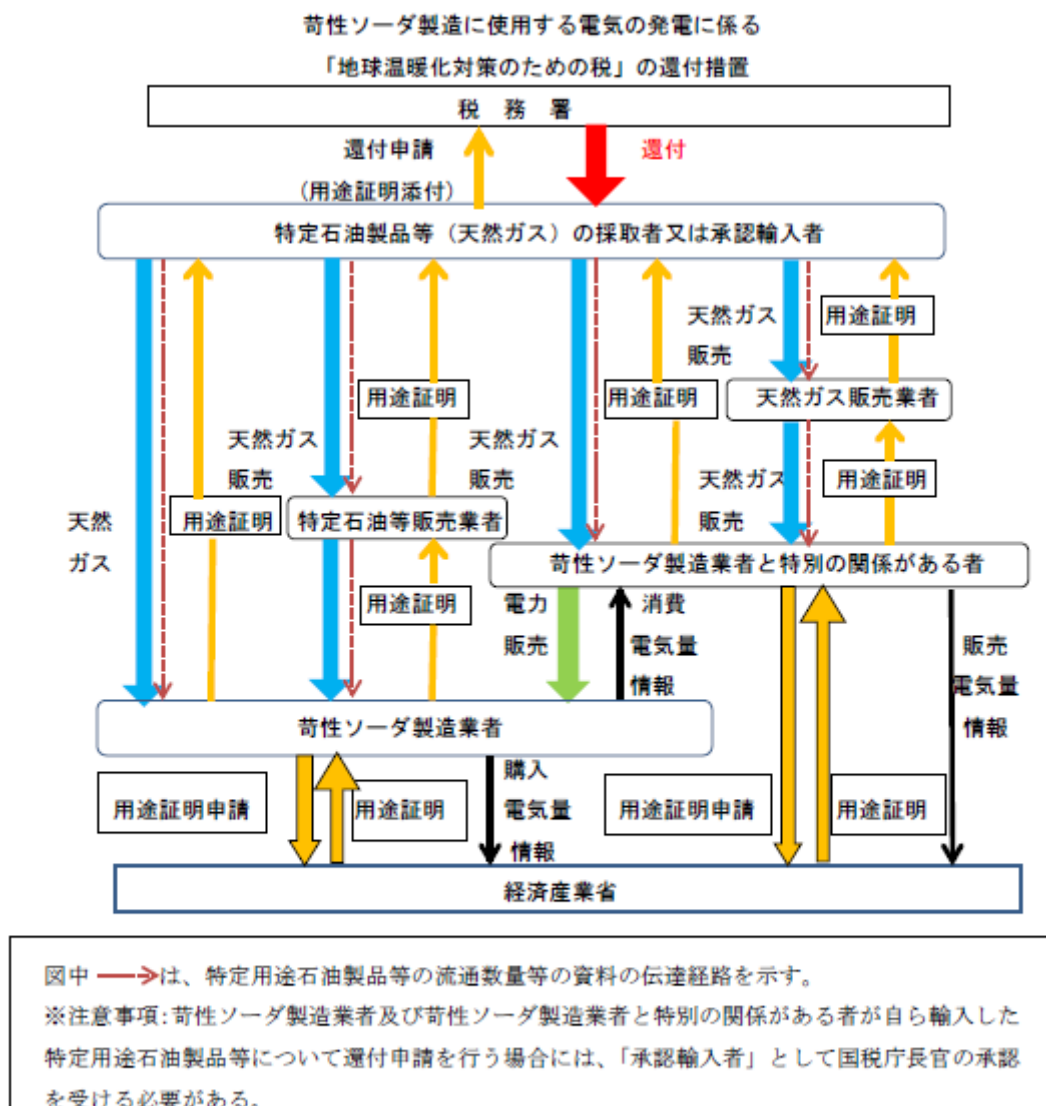


図2 還付スキーム図

なお、商流上に追加的に業者が介在する場合は、当該介在する全ての取引について証明する必要があります。

図2の還付手続きの流れは以下のようになります。

- ① 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、経済産業省に用途証明を申請する。(販売業者からガスを購入した場合には、予め販売業者から申出書を受領した上で申請する。)
- ② 経済産業省は、苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者に用途証明書を交付する。
- ③ -1 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、天然ガス

- の採取者又は承認輸入者に用途証明書を提出する。
- 2-1 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、販売業者に用途証明書を提出する。
  - 2-2 販売業者は、天然ガスの採取者又は承認輸入者に用途証明書を提出する。
  - 3-1 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、販売業者に用途証明書を提出する。
  - 3-2 販売業者は、天然ガスの採取者又は承認輸入者に用途証明書を提出する。
  - 4 苛性ソーダ製造業者は、販売業者に用途証明書を提出する。
- ④ 天然ガスの採取者又は承認輸入者は、用途証明書を添付して税務署に還付申請を行う。
- ⑤ 税務署は、天然ガスの採取者又は承認輸入者に地球温暖化対策税を還付する。

**\*留意事項**

- A) ガス事業者から供給される混合ガス(都市ガス)に含まれるLNG以外の物質の配合割合が10%以下であることの確認方法

ガス事業者(都市ガス会社)は、混合ガスの原料として使用した原料ガス(LNG、LPG)の数量について、統計法第3条第2項に基づくガス事業生産動態統計調査規則第5条に定められた調査票の液化石油ガス及び液化天然ガスのガス化用消費高の年度合計数値を使用し、混合ガス(都市ガス)が、LNG以外の物質の配合割合が10%以下であることを記載した書類を作成し、混合ガス(都市ガス)を供給している当該苛性ソーダ製造業者に提出して下さい。

- B) 国内で採取された天然ガス、輸入された天然ガス(LNG)及びガス事業者から供給される混合ガス(都市ガス)の容量から重量への換算方法

国内で採取された天然ガス、輸入された天然ガス(LNG)及びガス事業者から供給される混合ガス(都市ガス)について、還付対象となる数量を求めるために容量から重量への換算は、以下の方法によって計算して下さい。

- a. 国内で採取された天然ガス

国内で採取された天然ガスの数量を容量から重量へ換算する場合は、石油石炭税法施行令第4条第2項の $1.4 \text{ m}^3/\text{kg}$ を用いて計算して下さい。

- b. 輸入された天然ガス(LNG)

輸入された天然ガス(LNG)の数量を容量から重量へ換算する場合は、ガス会社が統計法第3条第2項に基づくガス事業生産動態統計調査規則第5条に定められた調査票の原料の項目の液化天然ガスのガス化用消費量とガス生産量、購入量内

訳の項目の気化後液化天然ガス生産量及び標準熱量を用いて計算した比容積( $\text{m}^3/\text{kg}$ )を用いて、苛性ソーダ製造業者は当該 LNG の数量を容量から重量に計算して下さい。

c. 混合ガス(都市ガス)

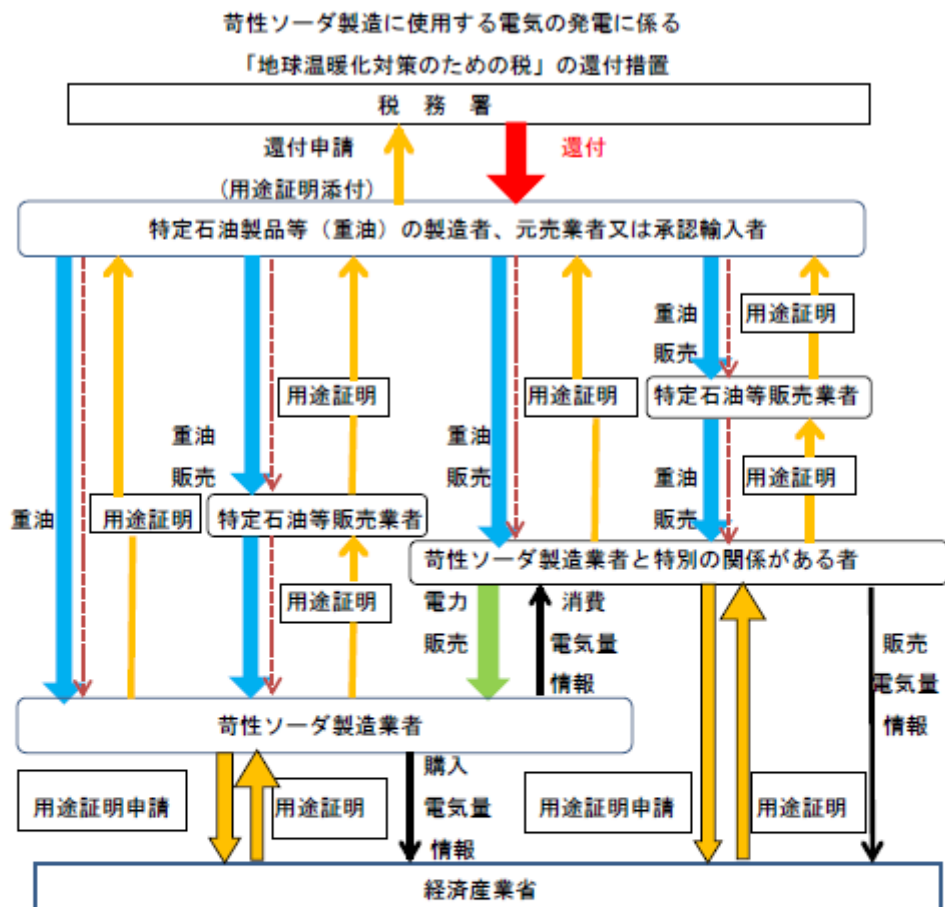
混合ガス(都市ガス)の数量は、租税特別措置法施行令第 48 条の 7 第 2 項の規定により、温度零度及び 1 気圧の下における乾燥した当該混合ガスの容量  $1.4 \text{ m}^3$ につき重量 1kg として計算して下さい。また、還付金額は、同項の規定に基づき、混合ガスに係る地球温暖化対策税額に相当する金額に 0.9 を乗じて得た金額とします。

イ) 重油の場合

苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が重油を苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供した場合の当該重油に係る地球温暖化対策税の還付手続きの概要は、次の通りです。

- ・ 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は経済産業大臣から用途証明を受ける。
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気を購入している場合は、苛性ソーダ製造業者は購入電力量の情報を、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は販売電力量の情報を、経済産業大臣に提出する。
- ・ 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は直接元売業者に用途証明書を提出する(販売業者から重油を購入している場合は、当該業者を通じて提出することもできる。)
- ・ 元売業者(製造者又は承認輸入者を含む。)は、その用途証明書を添付して、所轄税務署長に還付申請を行い、還付を受ける。

なお、苛性ソーダ製造に使用する電気の発電に係る地球温暖化対策税の還付手続きを図示したものが、次の図 3 です。



図中 —→ は、重油の流通数量等の資料の伝達経路を示す。ただし、苛性ソーダ事業者や苛性ソーダ事業者と特別の関係がある者が、「特定用途石油製品等の製造者、元売業者又は承認輸入者」から直接調達する場合等、改めて当該資料の提供を受けなくても、既存の取引資料等で重油の流通数量を証明できる場合には、改めての当該資料の伝達は不要。

※注意事項: 苛性ソーダ製造業者及び苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が自ら輸入した特定用途石油製品等について還付申請を行う場合には、「承認輸入者」として国税庁長官の承認を受ける必要がある。

図3 還付スキーム図

なお、商流上に追加的に業者が介在する場合は、当該介在する全ての取引について証明する必要があります。

図3の還付手続きの流れは以下のようになります。

- ① 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、経済産業省に用途証明を申請する（販売業者から重油を購入した場合には、予め販売業者から申出書を受領した上で申請する。）。

- ② 経済産業省は、苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者に用途証明書を交付する。
- ③ -1 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、重油の元売業者に用途証明書を提出する。
- 2-1 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、重油の販売業者に用途証明書を提出する。
- 2-2 販売業者は、重油の元売業者に用途証明書を提出する。
- 3-1 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、重油の元売業者に用途証明書を提出する。
- 3-2 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、重油の販売業者に用途証明書を提出する。
- 3-3 販売業者は、重油の元売業者に用途証明書を提出する。
- ④ 重油の元売業者（重油の製造者又は承認輸入者）は、用途証明書を添付して税務署に還付申請を行う。
- ⑤ 税務署は、重油の元売業者（重油の製造者又は承認輸入者）に地球温暖化対策税を還付する。

#### ウ) 石炭の場合

苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が石炭を苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供した場合の当該石炭に係る地球温暖化対策税の還付手続きの概要は、次の通りです。

- ・ 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は経済産業大臣から用途証明を受ける。
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気を購入している場合は、苛性ソーダ製造業者は購入電力量の情報を、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は販売電力量の情報を、経済産業大臣に提出する。
- ・ 承認輸入者である苛性ソーダ製造業者が石炭を直接輸入している場合は、用途証明書を添付して、所轄税務署長に還付申請を行い、還付を受ける。
- ・ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が石炭を輸入販売業者から購入している場合は、輸入販売業者に用途証明書を提出する。
- ・ 輸入販売業者は、その用途証明書を添付して、所轄税務署長に還付申請を行い、還付を受ける。

なお、苛性ソーダ製造に使用する電気の発電に係る地球温暖化対策税の還付手続きを図示したものが、次の図4です。

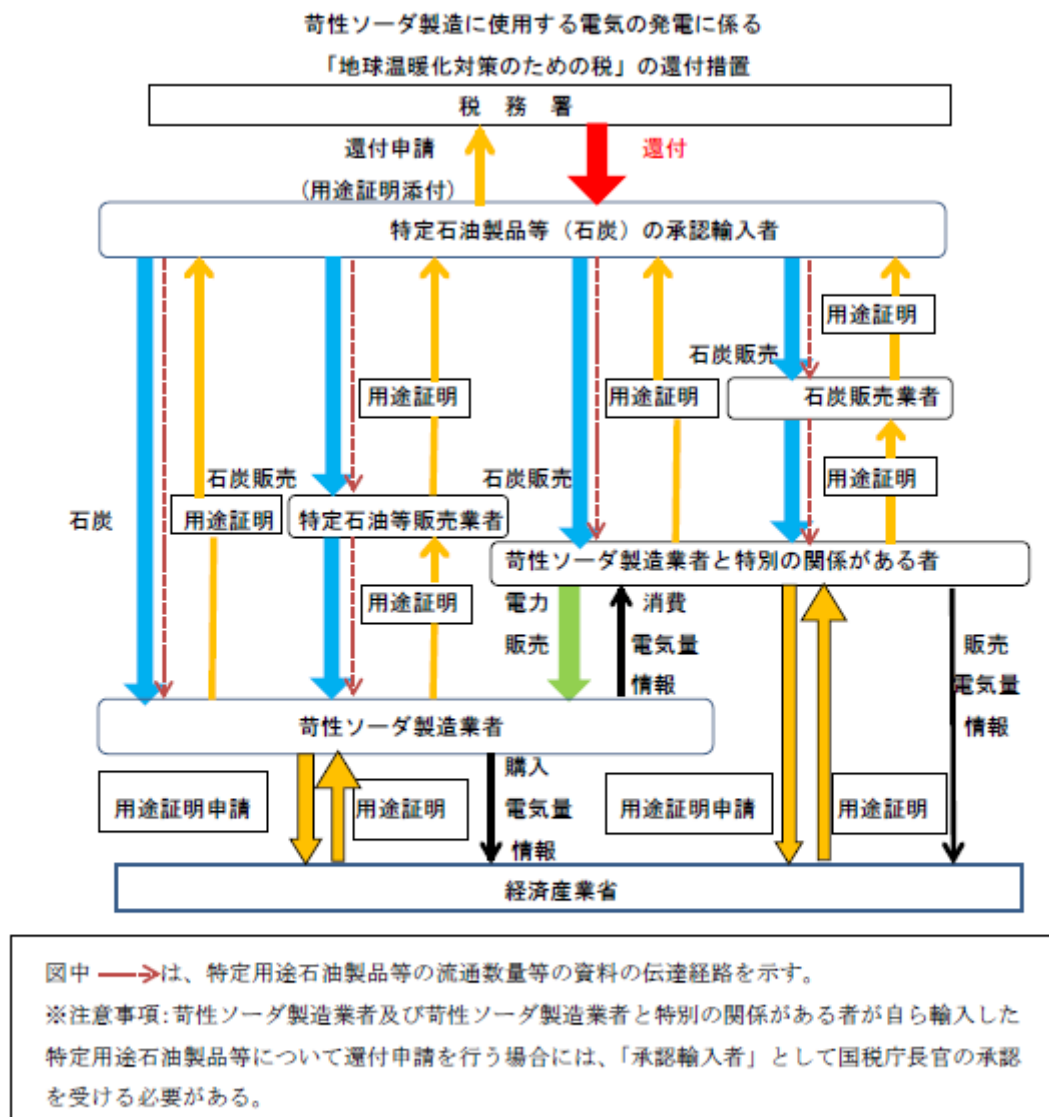


図4 還付スキーム図

なお、商流上に追加的に業者が介在する場合は、当該介在する全ての取引について証明する必要があります。

図4の還付手続きの流れは以下のようになります。

- ① 苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業と特別の関係がある者は、経済産業省に用途証明を申請する。
- ② 経済産業省は、苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業と特別の関係がある者に用途証明書を交付する。
- ③ -1 承認輸入者である苛性ソーダ製造業者が石炭を自ら輸入している場合は、用途証明書を添付して税務署に還付申請を行う。  
 -2 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が承認輸入者から購入している場合は、

用途証明書を承認輸入者に提出する。

-3-1 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が販売業者から購入している場合は、用途証明書を販売業者に提出する。

-3-2 販売業者は、用途証明書を承認輸入者に提出する。

-4 承認輸入者は、用途証明書を添付して税務署に還付申請を行う。

④ -1 ③-1 の場合、税務署は、苛性ソーダ製造業者に地球温暖化対策税を還付する。

-2 ③-4 の場合、税務署は、承認輸入者に地球温暖化対策税を還付する。

## 2) 記帳義務

### 【記帳義務（租税特別措置法施行令上の義務）】

① 特定用途石油製品等を苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用途に供する者に対して、法令上記帳義務とされているものは以下の通りです。

<特定用途石油製品等を苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用途に供する者（租税特別措置法施行令第48条の7第4項）>

特定用途石油製品等を苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用途に供する者は、次の事項を記帳して下さい。

ア) 「移入」（第1号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などを記入。
- ・数量：事業所の貯蔵タンク(場所)に移入された品名ごとの数量を記入。
- ・年月日：移入された年月日を記入。
- ・引渡人の住所（又は居所）、名称（又は氏名）：購入元事業者の事務所又は事業所の所在地及び名称を記入。

イ) 「消費」（第2号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などを記入。
- ・数量：品名ごとの消費量を記入。
- ・用途：「発電用」と記入。
- ・年月日：重油、天然ガス、石炭などを消費した年月日を記入。

ウ) 「貯蔵」（第3号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などを記入。
- ・数量：事業所の貯蔵タンク(場所)の残量（すなわち「前日の貯蔵量」＋「当日の移入量」－「当日の消費量」）を記入。

### ※留意点

消費量の集計表（別記様式4-1，4-2）は、用途証明の際に必要なになりますので、上記帳簿とは別に作成し、後述の通り、用途証明申請の際に添付していただくことになります。



② 苛性ソーダ製造業者に対して、法令上記帳義務とされているものは以下の通りです。

＜苛性ソーダ製造業者（租税特別措置法施行令第48条の7第5項第1号）＞

苛性ソーダ製造業者は、①に掲げる事項のほか、次の事項を記帳して下さい。

ア) 特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量

イ) ア)に掲げる電気の量のうち苛性ソーダの製造に使用した電気の量

③ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者に対して、法令上記帳義務とされているものは以下の通りです。

＜苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者（租税特別措置法施行令第48条の7第5項第2号）＞

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者は、次の事項を記帳して下さい。

ア) 苛性ソーダ製造業者に供給した電気の量

イ) ア)に掲げる電気の量のうち特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量

ウ) ア)に規定する苛性ソーダの製造業を営む者の住所及び名称並びに当該苛性ソーダ製造場の所在地及び名称

④ 特定用途石油製品等の製造者に対して、法令上記帳義務とされているものは以下の通りです。

＜特定用途石油製品等の製造者（租税特別措置法施行令第48条の7第6項）＞

特定用途石油製品等の製造者は、次の事項を記帳して下さい。

ア) 「製造」（第1号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などを記入。
- ・数量：品名ごとの製造数量を記入。
- ・年月日：製造年月日を記入。

イ) 「貯蔵」（第2号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などを記入。
- ・数量：品名ごとの貯蔵量を記入。

ウ) 「移出」（第3号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などのいずれかを記入。
- ・数量：品名ごとの移出（出荷）数量を記入。
- ・年月日：移出（出荷）年月日を記入。
- ・出荷先（受取人）の住所（又は居所）、名称（又は氏名）：出荷先の住所及び名称を記入。

⑤ 特定用途石油製品等の販売業者に対して、法令上記帳義務とされているものは以下の通りです。

＜特定用途石油製品等の販売業者（租税特別措置法施行令第48条の7第7項）＞

特定用途石油製品等の販売業者は、還付対象となる特定用途石油製品等について、次の事項を記帳して下さい。

ア) 「購入」（第1号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などを記入。
- ・数量：品名ごとの購入数量を記入。
- ・年月日：購入年月日を記入。
- ・売渡人の住所（又は居所）、名称（又は氏名）：購入元事業者の事務所又は事業所の所在地及び名称を記入。

イ) 「販売」（第2号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などを記入。
- ・数量：品名ごとの販売数量を記入。
- ・年月日：販売年月日を記入。
- ・買受人の住所（又は居所）、名称（又は氏名）：販売した事業者の事務所又は事業所の所在地及び名称を記入。

ウ) 「返品」（第3号関係）

- ・品名：「重油、天然ガス、石炭」などを記入。
- ・数量：返品した品名ごとの数量を記入。
- ・年月日：返品した年月日を記入。
- ・返品先の者の住所（又は居所）、名称（又は氏名）：返品先の者の住所及び名称を記入。

⑥ 特定用途石油製品等の承認輸入者に対して、法令上記帳義務とされているものは以下の通りです。

＜特定用途石油製品等の承認輸入者（租税特別措置法施行令第48条の7第8項）＞

特定用途石油製品等の承認輸入者は、当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量並びに引取りの年月日を記帳して下さい。ただし、これらの全部又は一部が石油石炭税法施行令第20条第8項本文又は第9項の帳簿に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができます。

### 3) 用途証明申請の手続き

還付申請に必要な書類として、経済産業大臣の交付する用途証明書がありますが、証明書の発行は苛性ソーダ製造業者が経済産業省に対する申請に基づき行われます。なお、用途証明申請は、年1回行います。

#### ① 用途証明の申請書の受付

経済産業大臣に対する用途証明申請の受付期間は、特定用途石油製品等を苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供した年度の翌年度の5月1日から7月31日まで（いずれも、特別な理由によりやむを得ない場合を除き、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日。）です。

申請は、経済産業省製造産業局素材産業課まで持参又は郵送でお願いします。受付時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までです。

#### ② 製造者、採取者又は承認輸入者の特定

用途証明の申請には、当該特定用途石油製品等の製造者、採取者又は承認輸入者を特定する必要があるため、申請毎に申出書（別記様式3）を販売業者に作成してもらい、当該申出書の写しを苛性ソーダ製造業者及び販売業者それぞれで一定期間（7年間）共有・保管しておいて下さい。申出書の内容については、販売業者において保管される納品書又は帳簿等の資料によって担保されることになります。なお、当該申出書に記載する総販売量には、業者間転売物等元売業者を特定できないものが含まれないようにご留意下さい。

#### ③ 帳簿の作成

地球温暖化対策税の還付制度では、購入された特定用途石油製品等が、実際に苛性ソーダ製造の用に供されたことが確認できるように、帳簿を作成することが義務付けられています。

記帳が必要な内容は前述2）の通りです。

#### ④ 経済産業大臣への用途証明申請

苛性ソーダ製造業者は、上記帳簿等を基に、苛性ソーダ製造業の用に供された特定用途石油製品等の用途証明申請書（別記様式1）及び関係資料※を経済産業大臣へ提出し、証明を受けて下さい。また、これらの数値の根拠となる「エビデンス書類」は、関係資料※に添付して下さい。

##### ※関係資料

ア) 苛性ソーダ製造業者が自ら発電した電気を使用する場合

- ・ 申出書（別記様式3）（製造者、採取者、承認輸入者又は元売業者以外の者から特定石油製品等を購入した場合）
- ・ 苛性ソーダ製造業者の特定用途石油製品等の帳簿（別記様式4-1）
- ・ 苛性ソーダ製造業者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表（別記様式5-1）
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造に使用した電気の量の集計表（別記様式6-1）

イ) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量に関する報告書（別記様式2-1）
- ・ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者に販売（供給）した電気の量に関する報告書（別記様式2-2）
- ・ 申出書（別記様式3）（製造者、採取者、承認輸入者又は元売業者以外の者から特定用途石油製品等を購入した場合。）
- ・ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の特定用途石油製品等の帳簿（別記様式4-2）
- ・ 苛性ソーダ製造業者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表（別記様式5-1）
- ・ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表（別記様式5-2）
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造に使用した電気の量の集計表（別記様式6-1）
- ・ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量の集計表（別記様式6-2）

⑤ 用途証明書の購入元事業者への提出

苛性ソーダ製造事業者は、購入元事業者に経済産業大臣から証明を受けた用途証明書（別記様式1）を提出します。

購入元事業者が販売業者の場合、当該販売業者は、その購入元事業者に上記書類を提出します。このように商流を遡ることによって、製造者、採取者又は承認輸入者まで用途証明書（別記様式1）を届けることになります。

⑥ 特定用途石油製品等の製造者、採取者又は承認輸入者から所轄税務署長への還付申請

特定用途石油製品等の製造者、採取者又は承認輸入者が還付を受けるためには、所轄税務署長への還付申請が必要です。還付申請にあたっては、経済産業大臣が交付する用途証明書（別記様式1）を石油石炭税相当額還付申請書（国税庁様式CC2-3527）に添付して、特定用途石油製品等が苛性ソーダ製造に係る発電に使用された日から2年以内に、所轄税務署長に還付申請を提出する必要があります。

\* 重油の元売業者は、還付請求を行う製造者又は承認輸入者や所轄税務署長に対して、製造者や承認輸入者による用途証明書に記載された数量に係る重油の製造、輸入、他の製造者又は承認輸入者からの融通の状況や元売業者間での取引の状況について証するに足る書類等を提出する必要がある場合があります。

⑦ 用途証明書類等の保管

本制度に関し作成又は取得した書類は、用途証明申請又は還付申請が適切に行われたことの根拠資料となりますので、苛性ソーダ製造業者、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者、販売業者、製造者、採取者、元売業者、承認輸入者それぞれにおいて各書類又はその写しを7年間保管しておいて下さい。

4) お問い合わせ窓口

当該手引書に係る事項につきご不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせ願います。

経済産業省製造産業局素材産業課

TEL : 03-3501-1737

FAX : 03-3580-6348

5. 関連様式

様式 1 - 1

苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付のための  
用途証明申請書

令和 年 月 日

苛性ソーダ製造業者名

本店又は主たる事務所の所在地

法人番号

代表者の役職及び氏名

担当者及び電話番号

電話 ( )

下記の物品について、租税特別措置法第90条の3の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第48条の7第1項に規定する苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明を申請します。

記

消費期間	購入元事業者名 ( ) ※	物品名	数量 (キロリットル、トン)
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		特定用途石油製品等 (重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)	

※購入元事業者が販売業者の場合は ( ) 書きで製造者、採取者、元売業者名又は輸入者名を記入すること。

混合ガスとは、租税特別措置法施行令第48条の7第2項に規定する混合ガス(当該混合ガスに含まれる天然ガスの割合が90/100以上であるものに限る。)をいう。

(証明番号) 第 号 上記の物品は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した(重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)に該当することを証明する。 なお、本証明書の有効期限は、令和 年 月 日までとする。 経済産業大臣 ○○ ○○ 印	令和 年 月 日
--	----------

令和 年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表権者  
役 職 名 (記名)

委 任 状  
(法 人 用)

私は、下記の表に掲げる当社の役職者に、経済産業大臣に対する苛性ソーダの製造業を営む者、苛性ソーダの製造業を営む者と特別の関係がある者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する特定石油製品等の用途証明の申請及びそれに関連する諸申請・届出を行うことを委任したので届け出ます。

記

役職名	受任者の氏名

- 注 1 人事異動等により、この委任を変更した場合には、その都度、新たな委任状を提出して下さい。
- 2 この委任状は2通提出し、そのうち1通に窓口の受付印の押印を受けて下さい。代表権者、受任者に変更がない場合には、次回からの申請等では、その受付印の押印された委任状の写しを正規の委任状に代えて提出することができます。

令和 年 月 日

住 所  
 法 人 名  
 代表権者  
 役 職 名 (記名)

## 授 権 証 明 書

私は、下記の表に掲げる者に、経済産業大臣に対する苛性ソーダの製造業を営む者、苛性ソーダの製造業を営む者と特別の関係がある者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する特定石油製品等の用途証明の申請及びそれに関連する諸申請・届出に係る手続を代行する権限を付与したことを証明します。

## 記

受任者	授権内容	連絡先
(住所) (氏名及び名称)		(担当者) (電話番号等)

注 人事異動等により、この授権証明書の記載事項に変更がある場合には、その都度、新たな授権証明書を提出して下さい。



苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付のための  
用途証明申請書

令和 年 月 日

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称

本店又は主たる事務所の所在地

法人番号

代表者の役職及び氏名

担当者及び電話番号

電話 ( )

電気を販売した苛性ソーダ製造業者の名称

下記の物品について、租税特別措置法第90条の3の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第48条の7第1項に規定する苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明を申請します。

記

消費期間	購入元事業者名 ( ) ※	物品名	数量 (キロリットル、トン)
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		特定用途石油製品等 (重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)	

※購入元事業者が販売業者の場合は ( ) 書きで製造者、採取者、元売業者名又は輸入者名を記入すること。

混合ガスとは、租税特別措置法施行令第48条の7第2項に規定する混合ガス(当該混合ガスに含まれる天然ガスの割合が90/100以上であるものに限る。)をいう。

(証明番号)	令和 年 月 日
第 号	
上記の物品は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した(重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)に該当することを証明する。	
なお、本証明書の有効期限は、令和 年 月 日までとする。	
経済産業大臣 ○○ ○○ 印	

苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から  
購入した電気の量に関する報告書

令和 年 月 日

経済産業大臣  
〇〇 〇〇 殿

苛性ソーダ製造業者名  
本店又は主たる事務所の所在地  
法人番号  
代表者の役職及び氏名  
担当者及び電話番号 電話 ( )

弊社は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付申請に伴い、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量について、下記の通り報告します。

記

購入期間	購入元業者名	物品名	購入量 (kWh)
令和 年 月 日 から		電気	
令和 年 月 日 まで			

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者に  
販売（供給）した電気の量に関する報告書

令和 年 月 日

経済産業大臣

〇〇 〇〇 殿

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称

本店又は主たる事務所の所在地

法人番号

代表者の役職及び氏名

担当者及び電話番号

電話（ ）

弊社は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付申請に伴い、苛性ソーダ製造業者に販売（供給）した電気の量について、下記の通り報告します。

記

販売期間	販売先業者名	物品名	販売量（kWh）
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		電気	

販売した特定用途石油製品等に関する申出書

令和 年 月 日

(事業者名) 殿

申出者 住所  
 名称 (販売業者名)  
 電話 ( )

下記の通り、販売した特定用途石油製品等に関し、申し出ます。

記

販売期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者	
総販売量※ (キロリットル、トン)	
備考欄	

※ 「総販売量」とは、販売期間内に宛先の苛性ソーダ製造事業者に対して販売した数量のうち、上記製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者が製造等を行った特定用途石油製品等の数量をいう。

したがって、複数の製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者が製造等を行った石油製品等を宛先の苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者に対して販売している場合は、製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者毎に分けて申出書を各通作成する必要がある。

なお、業者間転売物等製造者、採取者、元売業者又は輸入者が特定できないものが含まれないよう留意すること。

苛性ソーダ製造業者の特定用途石油製品等の帳簿

No. \_\_\_\_\_

苛性ソーダ製造業者名： \_\_\_\_\_

特定用途石油製品等の物品名： \_\_\_\_\_

消費用途：発電用 \_\_\_\_\_

(単位: \_\_\_\_\_ )

	購入元事業者	購入元事業者	購入元事業者	移入計	消費計	消費用途以外計	貯蔵計
前期繰越量							
前期繰越量+							
当期移入量							
次期繰越量							
当期消費量							

※複数枚にわたる場合は、右上にナンバーを記入すること。

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の特定用途石油製品等の帳簿

No. \_\_\_\_\_

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称： \_\_\_\_\_

特定用途石油製品等の物品名： \_\_\_\_\_

消費用途：発電用 \_\_\_\_\_

(単位: \_\_\_\_\_)

	購入元事業者	購入元事業者	購入元事業者	移入計	消費計	消費用途以外計	貯蔵計
前期繰越量							
前期繰越量+							
当期移入量							
次期繰越量							
当期消費量							

※複数枚にわたる場合は、右上にナンバーを記入すること。

苛性ソーダ製造業者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表

苛性ソーダ製造業者名： \_\_\_\_\_

特定用途石油製品等の物品名： \_\_\_\_\_

集計期間： \_\_\_\_\_

	□□□□□□□□□□ を□□して発電した □気□ (kWh)	□ら発電した□気□ □ (kWh)	□□から□□された □気□ (kWh)	□□ソーダ□□に□ □した□気□ (kWh)	苛性ソーダ 生産量 (トン)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が特定用途石油製品等を  
消費して発電した電気の量等の集計表

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称: \_\_\_\_\_

特定用途石油製品等の物品名: \_\_\_\_\_

集計期間: \_\_\_\_\_

(kWh)

	□□□□□□□□□□ を□□して発□した □気□	□ら発□した□気□ □	□□から□□された □気□	□□ソーダ□□□□ へ□□した□気□	備考
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					



苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造に使用した電気の量の集計表

苛性ソーダ製造業者名： \_\_\_\_\_

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者： \_\_\_\_\_

集計期間： \_\_\_\_\_

	□□ソーダ□□に□□した□気の□ (kWh)	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から  
購入した電気の量の集計表

苛性ソーダ製造業者名： \_\_\_\_\_

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称： \_\_\_\_\_

集計期間： \_\_\_\_\_

	苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者 から購入した電気の量 (kWh)	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

6. 関連様式記載例

様式 1 - 1

苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付のための  
用途証明申請書

令和 2 年 5 月 〇 日

苛性ソーダ製造業者名 霞ヶ関ソーダ株式会社  
 本店又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞ヶ関〇〇-〇〇  
 法人番号 〇〇〇〇  
 代表者の役職及び氏名 代表取締役社長 経済 太郎  
 担当者及び電話番号 ソーダ課 〇〇 〇〇 電話 (03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

下記の物品について、租税特別措置法第 90 条の 3 の 4 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第 48 条の 7 第 1 項に規定する苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明を申請します。

記

消費期間	購入元事業者名 (元売業者名) ※	物品名	数量 (キロリットル)
令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日 まで	A 石油株式会社 (B 石油株式会社)	重油	1, 4 7 0

※購入元事業者が販売業者の場合は ( ) 書きで製造者名、採取者名、元売業者名又は輸入者名を記入すること。

混合ガスとは、租税特別措置法施行令第 48 条の 7 第 2 項に規定する混合ガス(当該混合ガスに含まれる天然ガスの割合が 90/100 以上であるものに限る。)をいう。

(証明番号)	令和 年 月 日
第 号	
上記の物品は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した(重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)に該当することを証明する。	
なお、本証明書の有効期限は、令和 年 月 日までとする。	
経済産業大臣 〇〇 〇〇 印	

苛性ソーダ製造に係る発電の用に供したに特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付のための  
用途証明申請書

令和 2 年 5 月 〇 日

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称 経産共同火力株式会社  
 本店又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞ヶ関〇〇-〇〇  
 法人番号 〇〇〇〇  
 代表者の役職及び氏名 代表取締役社長 産業 次郎  
 担当者及び電話番号 営業課 〇〇 〇〇 電話 (03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)  
 電気を販売した苛性ソーダ製造業者の名称 霞ヶ関ソーダ株式会社

下記の物品について、租税特別措置法第 9 0 条の 3 の 4 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第 4 8 条の 7 第 1 項に規定する苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明を申請します。

記

消費期間	購入元事業者名 ( ) ※	物品名	数量 (キロリットル)
令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで	X 石油株式会社 (Y 石油株式会社)	重油	3, 0 0 0

※購入元事業者が販売業者の場合は ( ) 書きで製造者、採取者、元売業者名又は輸入者名を記入すること。

混合ガスとは、租税特別措置法施行令第 48 条の 7 第 2 項に規定する混合ガス(当該混合ガスに含まれる天然ガスの割合が 90/100 以上であるものに限る。)をいう。

(証明番号)	令和 年 月 日
第 号	
上記の物品は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した(重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)に該当することを証明する。	
なお、本証明書の有効期限は、令和 年 月 日までとする。	
経済産業大臣 〇〇 〇〇 印	

苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から  
購入した電気の量に関する報告書

令和 2 年 5 月 〇 日

経済産業大臣  
〇〇 〇〇 殿

苛性ソーダ製造業者名 霞ヶ関ソーダ株式会社  
本店又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞ヶ関〇〇-〇〇  
法人番号 〇〇〇〇  
代表者の役職及び氏名 代表取締役社長 経済 太郎  
担当者及び電話番号 ソーダ課 〇〇 〇〇  
電話 (03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

弊社は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付申請に伴い、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量について、下記の通り報告します。

記

購入期間	購入元業者名	物品名	購入量 (kWh)
令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで	経産共同火力 株式会社	電気	1,704,000

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者に  
販売（供給）した電気の量に関する報告書

令和 2 年 5 月 〇 日

経済産業大臣  
〇〇 〇〇 殿

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称 経産共同火力株式会社  
本店又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞ヶ関〇〇-〇〇  
法人番号 〇〇〇〇  
代表者の役職及び氏名 代表取締役社長 産業 次郎  
担当者及び電話番号 営業課 〇〇 〇〇  
電話 (03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

弊社は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付申請に伴い、苛性ソーダ製造業者に販売（供給）した電気の量について、下記の通り報告します。

記

販売期間	販売先業者名	物品名	販売量 (kWh)
令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで	霞ヶ関ソーダ株式会社	電気	1,704,000

## 販売した特定用途石油製品等に関する申出書

令和2年5月〇日

霞ヶ関ソーダ株式会社 殿

申出者 住所 東京都千代田区霞ヶ関△△-△△

名称 A石油株式会社

電話 (03-\*\*\*\*-\*\*\*\*)

下記の通り、販売した特定用途石油製品等に関し申し出ます。

## 記

販売期間	令和2年4月 1日 から 令和3年3月31日 まで
製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者	B石油株式会社
総販売量※ (キロリットル)	1,480
備考欄	

※ 「総販売量」とは、販売期間内に宛先の苛性ソーダ製造事業者に対して販売した数量のうち、上記製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者が製造等を行った特定用途石油製品等の数量をいう。

したがって、複数の製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者が製造等を行った石油製品等を宛先の苛性ソーダ製造事業者に対して販売している場合は、製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者毎に分けて申出書を各通作成する必要がある。

なお、業者間転売物等製造者、採取者、元売業者又は輸入者が特定できないものが含まれないよう留意すること。

## 苛性ソーダ製造業者の特定用途石油製品等の帳簿

No. \_\_\_\_\_

苛性ソーダ製造業者名：霞ヶ関ソーダ株式会社 \_\_\_\_\_

特定用途石油製品等の物品名： 重油 \_\_\_\_\_

消費用途：発電用 \_\_\_\_\_

(単位:キロリットル)

	A石油	C石油	D石油	移入計	消費計	消費用途以外計	貯蔵計
前期繰越量	10	40		50		0	50
4月1日		40		40	35	0	55
4月2日			20	20	20	0	55
4月3日	20		20	40	50	0	45
4月4日		40		40	15	0	70
4月5日				0	30	0	40
4月6日				0	20	0	20
4月7日		40		40	25	0	35
4月8日			20	20	40	0	15
4月9日	20		20	40	35	0	20
4月10日	20	40		60	60	0	20
4月11日			40	40	20	0	40
4月12日		40		40	10	0	70
4月13日				0	40	0	30
・						0	
・						0	70
3月30日		40		40		0	60
3月31日	20		20	40		0	70
前期繰越量+ 当期移入量	1,490	3,140	1,230	5,860	5,790	0	
次期繰越量	20	30	20			0	
当期消費量	1,470	3,110	1,210			0	

※複数枚にわたる場合は、右上にナンバーを記入すること。



苛性ソーダ製造業者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表

苛性ソーダ製造業者名 霞ヶ関ソーダ株式会社

特定用途石油製品等の物品名 重油

集計期間 令和 29 年 4 月 1 日～令和 30 年 3 月 31 日

	□□□□□□□□□□ を□□して発電した □気の□ (kWh)	□ら発□した□気の □ (kWh)	□□から□□された □気の□ (kWh)	□□ソーダ□□に□ □した□気の□ (kWh)	苛性ソーダ 生産量 (トン)
4 月	142,000	142,000	2,000	72,000	30
5 月	94,000	94,000	2,000	48,000	20
6 月	94,000	94,000	2,000	48,000	20
7 月	142,000	142,000	2,000	72,000	30
8 月	166,000	166,000	2,000	84,000	35
9 月	142,000	142,000	2,000	72,000	30
10 月	142,000	142,000	2,000	72,000	30
11 月	166,000	166,000	2,000	84,000	35
12 月	166,000	166,000	2,000	84,000	35
1 月	166,000	166,000	2,000	84,000	35
2 月	142,000	142,000	2,000	72,000	30
3 月	142,000	142,000	2,000	72,000	30
計	1,704,000	1,704,000	24,000	864,000	360

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が特定用途石油製品等を  
消費して発電した電気の量等の集計表

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称 経産共同火力株式会社  
 特定用途石油製品等の物品名 重油  
 集計期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

(kWh)

	特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量	自ら発電した電気の量	他者から供給された電気の量	苛性ソーダ製造業者へ供給した電気の量	備考
4月	284,000	284,000	2,000	142,000	
5月	188,000	188,000	2,000	94,000	
6月	188,000	188,000	2,000	94,000	
7月	284,000	284,000	2,000	142,000	
8月	332,000	332,000	2,000	166,000	
9月	284,000	284,000	2,000	142,000	
10月	284,000	284,000	2,000	142,000	
11月	332,000	332,000	2,000	166,000	
12月	332,000	332,000	2,000	166,000	
1月	332,000	332,000	2,000	166,000	
2月	284,000	284,000	2,000	142,000	
3月	284,000	284,000	2,000	142,000	
計	3,408,000	3,408,000	24,000	1,704,000	

## 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造に使用した電気の量の集計表

苛性ソーダ製造業者名： 霞ヶ関ソーダ株式会社

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者： 経産共同火力株式会社

集計期間： 令和2年4月1日～令和3年3月31日

	□□ソーダ□□に□□した□気の□ (kWh)	備考
4月	72,000	
5月	48,000	
6月	48,000	
7月	72,000	
8月	84,000	
9月	72,000	
10月	72,000	
11月	84,000	
12月	84,000	
1月	84,000	
2月	72,000	
3月	72,000	
計	864,000	

苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から  
購入した電気の量の集計表

苛性ソーダ製造業者名： 霞ヶ関ソーダ株式会社

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称： 経産共同火力株式会社

集計期間： 令和2年4月1日～令和3年3月31日

	苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者 から購入した電気の量 (kWh)	備考
4月	142,000	
5月	94,000	
6月	94,000	
7月	142,000	
8月	166,000	
9月	142,000	
10月	142,000	
11月	166,000	
12月	166,000	
1月	166,000	
2月	142,000	
3月	142,000	
計	1,704,000	

7. 参考様式(還付金額計算シート)

【重油の場合】

1. 還付金の計算

(1) 自家発電の場合

	記号	単位	計算式	数値
発電のために消費した重油の数量	A1	KL		
重油を消費して発電した電気の量	B1	kWh		
自ら発電した電気の量	C1	kWh		
他者から供給された電気の量	D1	kWh		
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E1	kWh		
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	F1	—	$(B1 / (C1 + D1)) \times (E1 / (C1 + D1))$	
苛性ソーダ製造に要した重油を消費して発電した電気の量	G1	kWh	$(C1 + D1) \times F1$	
還付対象となりうる重油の数量	H1	KL	$A1 / B1 \times G1$	
還付金額	I1	円	$H1 \times \text{税率}$	

記) 重油の税率 760 円/KL

(2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	単位	計算式	数値
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が発電のために消費した重油の数量	A2	KL		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が重油を消費して発電した電気の量	B2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が自ら発電した電気の量	C2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が他者から供給された電気の量	D2	kWh		
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者へ供給した電気の量	F2	kWh		
苛性ソーダ製造業者が自ら発電した電気の量	F3	kWh	$= C1$	
苛性ソーダ製造業者がその他から供給を受けた電気の量	F4	kWh	$= D1$	
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	G2	—	$(B2 / (C2 + D2)) \times (E2 / (F2 + F3 + F4))$	
苛性ソーダ製造に要した重油を消費して発電した電気の量	H2	kWh	$F2 \times G2$	
還付対象となりうる重油の数量	I2	KL	$A2 / B2 \times H2$	
還付金額	J2	円	$I2 \times \text{税率}$	

記) 重油の税率 760 円/KL

2. 重油購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

(1) 自家発電の場合

	記号	発電用重油消費量 (KL)	計算式	還付対象となる重油の数量 (KL)	還付金額 (円)
A 燃料会社	J1		$H1 \times J1 / M1$		
B 燃料会社	K1		$H1 \times K1 / M1$		
C 燃料会社	L1		$H1 \times L1 / M1$		
合計	M1				

(2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	発電用重油消費量 (KL)	計算式	還付対象となる重油の数量 (KL)	還付金額 (円)
A 燃料会社	K2		$I2 \times K2 / N2$		
B 燃料会社	L2		$I2 \times L2 / N2$		
C 燃料会社	M2		$I2 \times M2 / N2$		
合計	N2				

7. 参考様式(還付金額計算シート)

【石炭の場合】

1. 還付金の計算

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	単位	計算式	数値
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が発電のために消費した石炭の数量	A2	T		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が石炭を消費して発電した電気の量	B2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が自ら発電した電気の量	C2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が他者から供給された電気の量	D2	kWh		
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者へ供給した電気の量	F2	kWh		
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	G2	—	$(B2 / (C2 + D2)) \times (E2 / F2)$	
苛性ソーダ製造に要した石炭を消費して発電した電気の量	H2	kWh	$F2 \times G2$	
還付対象となりうる石炭の数量	I2	T	$A2 / B2 \times H2$	
還付金額	J2	円	$I2 \times \text{税率}$	

記) 石炭の税率

670 円/T

2. 石炭購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	発電用石炭消費量(T)	計算式	還付対象となる石炭の数量(T)	還付金額(円)
A燃料会社	K2		$I2 \times K2 / N2$		
B燃料会社	L2		$I2 \times L2 / N2$		
C燃料会社	M2		$I2 \times M2 / N2$		
合計	N2				

7. 参考様式(還付金額計算シート)

【国内で採取された天然ガスの場合】

1. 還付金の計算

自家発電の場合

	記号	単位	計算式	数値
発電のために消費した天然ガスの数量(購入状態)	A11	m <sup>3</sup>		
発電のために消費した天然ガスの数量(標準状態)	A12	Nm <sup>3</sup>	$A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.4}$	
天然ガスを消費して発電した電気の量	B1	kWh		
自ら発電した電気の量	C1	kWh		
他者から供給された電気の量	D1	kWh		
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E1	kWh		
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	F1	—	$(B1 / (C1 + D1)) \times (E1 / (C1 + D1))$	
苛性ソーダ製造に要した天然ガスを消費して発電した電気の量	G1	kWh	$(C1 + D1) \times F1$	
還付対象となりうる天然ガスの数量	H1	T	$A12 / 1.4^{2.1} / B1 \times G1 / 1000$	
還付金額	I1	円	$H1 \times \text{税率}$	

記1) 天然ガスを購入状態(温度t℃、絶対圧力p atm)から標準状態(温度0℃、圧力1atm)への換算は、

気体の状態方程式 $A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.4}$ を用いて下さい。

2) 1.4<sup>2.1</sup>は、石油石炭税法施行令第4条第2項に定める国内で採取された天然ガスの比容積1.4m<sup>3</sup>/kgである。

3) 天然ガスの税率 780 円/T

2. 天然ガス購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

自家発電の場合

	記号	発電用天然ガス消費量(Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる天然ガスの数量(T)	還付金額(円)
A燃料会社	J1		$H1 \times J1 / M1$		
B燃料会社	K1		$H1 \times K1 / M1$		
C燃料会社	L1		$H1 \times L1 / M1$		
合計	M1				

例えば、A燃料会社が他の燃料会社から購入している場合の按分方法

	記号	発電用天然ガス消費量(Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる天然ガスの数量(T)	還付金額(円)
A燃料会社	N1		$H1 \times J1 / M1 \times N1 / J1$		
D燃料会社	O1		$H1 \times J1 / M1 \times O1 / J1$		
E燃料会社	P1		$H1 \times J1 / M1 \times P1 / J1$		
合計	J1				

記1) D燃料会社が他の燃料会社から購入している場合は、この場合と同様に按分して下さい。

2) この場合のように燃料会社が、複数ある場合でもそれぞれの帳票と伝票などが必要となります。

7. 参考様式(還付金額計算シート)

【輸入された天然ガス(LNG)の場合】

1. 還付金の計算

自家発電の場合

	記号	単位	計算式	数値
発電のために消費したLNGの数量(購入状態)	A11	m <sup>3</sup>		
発電のために消費したLNGの数量(標準状態)	A12	Nm <sup>3</sup>	$A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.1}$	
LNGを消費して発電した電気の量	B1	kWh		
自ら発電した電気の量	C1	kWh		
他者から供給された電気の量	D1	kWh		
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E1	kWh		
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	F1	—	$(B1 / (C1+D1)) \times (E1 / (C1+D1))$	
苛性ソーダ製造に要したLNGを消費して発電した電気の量	G1	kWh	$(C1+D1) \times F1$	
還付対象となりうるLNGの数量	H1	T	$A12 / Z^2 / B1 \times G1 / 1000$	
還付金額	I1	円	$H1 \times \text{税率}$	
LNGの比容積	Z	m <sup>3</sup> /T		

記1) LNGを購入状態(温度t℃、絶対圧力p atm)から標準状態(温度0℃、圧力1atm)への換算は、  
 気体の状態方程式 $A12=A11 \times (p/1) \times (273.2 / (273.2+t))$ を用いて下さい。

2) 発電のために消費したLNGの数量の単位をm<sup>3</sup>とする場合、ガス会社が計測したLNGの比容積Z m<sup>3</sup>/kgを用いてm<sup>3</sup>からTに換算する。

3) LNGの税率 780 円/T

2. LNG購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

自家発電の場合

	記号	発電用LNG 消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象 となるLN Gの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	J1		$H1 \times J1 / M1$		
B燃料会社	K1		$H1 \times K1 / M1$		
C燃料会社	L1		$H1 \times L1 / M1$		
合計	M1				



7. 参考様式（還付金額計算シート）

【混合ガス(都市ガス)の場合】

1. 還付金の計算

(1) 自家発電の場合

	記号	単位	計算式	数値
発電のために消費した混合ガスの数量(購入状態)	A11	m <sup>3</sup>		
発電のために消費した混合ガスの数量(標準状態)	A12	Nm <sup>3</sup>	$A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.4^{(2)}}$	
混合ガスを消費して発電した電気の量	B1	kWh		
自ら発電した電気の量	C1	kWh		
他者から供給された電気の量	D1	kWh		
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E1	kWh		
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	F1	—	$(B1/(C1+D1)) \times (E1/(C1+D1))$	
苛性ソーダ製造に要した混合ガスを消費して発電した電気の量	G1	kWh	$(C1+D1) \times F1$	
還付対象となりうる混合ガスの数量	H1	T	$A12/1.4^{(2)}/B1 \times G1/1000$	
還付金額	I1	円	$H1 \times \text{税率} \times 90/100$	

記1) 混合ガスを購入状態(温度t℃、絶対圧力p atm)から標準状態(温度0℃、圧力1atm)への換算は、気体の状態方程式 $A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.4^{(2)}}$ を用いて下さい。

- 2) 1.4<sup>(2)</sup>は、石油石炭税法施行令第4条第2項に定める天然ガスの比容積1.4m<sup>3</sup>/kgである。  
 3) 混合ガスの税率 780 円/T

(2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	単位	計算式	数値
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者発電のために消費した混合ガスの数量(購入状態)	A21	m <sup>3</sup>		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者発電のために消費した混合ガスの数量(標準状態)	A22	Nm <sup>3</sup>	$A22=A21 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.4^{(2)}}$	
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が混合ガスを消費して発電した電気の量	B2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が自ら発電した電気の量	C2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が他者から供給された電気の量	D2	kWh		
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E2	kWh		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者へ供給した電気の量	F2	kWh		
苛性ソーダ製造業者が自ら発電した電気の量	F3	kWh	=C1	
苛性ソーダ製造業者がその他から供給を受けた電気の量	F4	kWh	=D1	
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	G2	—	$(B2/(C2+D2)) \times (E2/(F2+F3+F4))$	
苛性ソーダ製造に要した混合ガスを消費して発電した電気の量	H2	kWh	$F2 \times G2$	
還付対象となりうる混合ガスの数量	I2	T	$A22/1.4^{(2)}/B2 \times H2/1000$	
還付金額	J2	円	$I2 \times \text{税率} \times 90/100$	

記1) 混合ガスを購入状態(温度t℃、絶対圧力p atm)から標準状態(温度0℃、圧力1atm)への換算は、気体の状態方程式 $A22=A21 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.4^{(2)}}$ を用いて下さい。

- 2) 1.4<sup>(2)</sup>は、石油石炭税法施行令第4条第2項に定める天然ガスの比容積1.4m<sup>3</sup>/kgである。  
 3) 混合ガスの税率 780 円/T

7. 参考様式（還付金額計算シート）

2. 混合ガス(都市ガス)購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

(1) 自家発電の場合

	記号	発電用混合ガス消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる混合ガスの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	J1		$H1 \times J1 / M1$		
B燃料会社	K1		$H1 \times K1 / M1$		
C燃料会社	L1		$H1 \times L1 / M1$		
合計	M1				

例えば、A燃料会社が他の燃料会社から購入している場合の按分方法

	記号	発電用混合ガス消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる混合ガスの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	N1		$H1 \times J1 / M1 \times N1 / J1$		
D燃料会社	O1		$H1 \times J1 / M1 \times O1 / J1$		
E燃料会社	P1		$H1 \times J1 / M1 \times P1 / J1$		
合計	J1				

記1) D燃料会社が他の燃料会社から購入している場合は、この場合と同様に按分して下さい。

2) この場合のように燃料会社が、複数ある場合でもそれぞれの帳票と伝票などが必要となります。

(2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	発電用混合ガス消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる混合ガスの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	K2		$I2 \times K2 / N2$		
B燃料会社	L2		$I2 \times L2 / N2$		
C燃料会社	M2		$I2 \times M2 / N2$		
合計	N2				

例えば、A燃料会社が他の燃料会社から購入している場合の按分方法

	記号	発電用混合ガス消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる混合ガスの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	O2		$I2 \times K2 / N2 \times O2 / K2$		
D燃料会社	P2		$I2 \times K2 / N2 \times P2 / K2$		
E燃料会社	Q2		$I2 \times K2 / N2 \times Q2 / K2$		
合計	K2				

記1) D燃料会社が他の燃料会社から購入している場合は、この場合と同様に按分して下さい。

2) この場合のように燃料会社が、複数ある場合でもそれぞれの帳票と伝票などが必要となります。

8. 参考様式(還付金額計算シート)記載例

【重油の場合】

1. 還付金の計算

(1) 自家発電の場合

	記号	単位	計算式	数値
発電のために消費した重油の数量	A1	KL		10
重油を消費して発電した電気の量	B1	kWh		40,000
自ら発電した電気の量	C1	kWh		40,000
他者から供給された電気の量	D1	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E1	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	F1	—	$(B1 / (C1 + D1)) \times (E1 / (C1 + D1))$	0.234
苛性ソーダ製造に要した重油を消費して発電した電気の量	G1	kWh	$(C1 + D1) \times F1$	15,000
還付対象となりうる重油の数量	H1	KL	$A1 / B1 \times G1$	3.750
還付金額	I1	円	$H1 \times \text{税率}$	2,850

記) 重油の税率

760 円/KL

(2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	単位	計算式	数値
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が発電のために消費した重油の数量	A2	KL		10
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が重油を消費して発電した電気の量	B2	kWh		40,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が自ら発電した電気の量	C2	kWh		40,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が他者から供給された電気の量	D2	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E2	kWh		24,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者へ供給した電気の量	F2	kWh		36,000
苛性ソーダ製造業者が自ら発電した電気の量	F3	kWh	$= C1$	40,000
苛性ソーダ製造業者がその他から供給を受けた電気の量	F4	kWh	$= D1$	24,000
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	G2	—	$(B2 / (C2 + D2)) \times (E2 / (F2 + F3 + F4))$	0.150
苛性ソーダ製造に要した重油を消費して発電した電気の量	H2	kWh	$F2 \times G2$	5,400
還付対象となりうる重油の数量	I2	KL	$A2 / B2 \times H2$	1.350
還付金額	J2	円	$I2 \times \text{税率}$	1,026

記) 重油の税率

760 円/KL

2. 重油購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

(1) 自家発電の場合

	記号	発電用重油消費量 (KL)	計算式	還付対象となる重油の数量 (KL)	還付金額 (円)
A燃料会社	J1	3	$H1 \times J1 / M1$	1.125	855
B燃料会社	K1	3	$H1 \times K1 / M1$	1.125	855
C燃料会社	L1	4	$H1 \times L1 / M1$	1.500	1,140
合計	M1	10		3.750	2,850

(2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	発電用重油消費量 (KL)	計算式	還付対象となる重油の数量 (KL)	還付金額 (円)
A燃料会社	K2	3	$I2 \times K2 / N2$	0.405	308
B燃料会社	L2	3	$I2 \times L2 / N2$	0.405	308
C燃料会社	M2	4	$I2 \times M2 / N2$	0.540	410
合計	N2	10		1.350	1,026

【石炭の場合】

1. 還付金の計算

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	単位	計算式	数値
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が発電のために消費した石炭の数量	A2	T		20
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が石炭を消費して発電した電気の量	B2	kWh		50,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が自ら発電した電気の量	C2	kWh		50,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が他者から供給された電気の量	D2	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E2	kWh		24,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者へ供給した電気の量	F2	kWh		36,000
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	G2	—	$(B2 / (C2 + D2)) \times (E2 / F2)$	0.450
苛性ソーダ製造に要した石炭を消費して発電した電気の量	H2	kWh	$F2 \times G2$	16,216
還付対象となりうる石炭の数量	I2	T	$A2 / B2 \times H2$	6.486
還付金額	J2	円	$I2 \times \text{税率}$	4,346

記) 石炭の税率

670 円/T

2. 石炭購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	発電用石炭消費量 (T)	計算式	還付対象となる石炭の数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	K2	3	$I2 \times K2 / N2$	1.946	1,304
B燃料会社	L2	3	$I2 \times L2 / N2$	1.946	1,304
C燃料会社	M2	4	$I2 \times M2 / N2$	2.595	1,738
合計	N2	10		6.486	4,346

【国内で採取された天然ガスの場合】

1. 還付金の計算

自家発電の場合

	記号	単位	計算式	数値
発電のために消費した天然ガスの数量(購入状態)	A11	m <sup>3</sup>		
発電のために消費した天然ガスの数量(標準状態)	A12	Nm <sup>3</sup>	$A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.4}$	10,000
天然ガスを消費して発電した電気の量	B1	kWh		40,000
自ら発電した電気の量	C1	kWh		40,000
他者から供給された電気の量	D1	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E1	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	F1	-	$(B1 / (C1 + D1)) \times (E1 / (C1 + D1))$	0.234
苛性ソーダ製造に要した天然ガスを消費して発電した電気の量	G1	kWh	$(C1 + D1) \times F1$	15,000
還付対象となりうる天然ガスの数量	H1	T	$A12 / 1.4^{2.1} / B1 \times G1 / 1000$	2,679
還付金額	I1	円	$H1 \times \text{税率}$	2,089

記1) 天然ガスを購入状態(温度t℃、絶対圧力p atm)から標準状態(温度0℃、圧力1atm)への換算は、  
 気体の状態方程式 $A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.4}$ を用いて下さい。

2) 1.4<sup>2.1</sup>は、石油石炭税法施行令第4条第2項に定める国内で採取された天然ガスの比容積1.4m<sup>3</sup>/kgである。

3) 天然ガスの税率 780円/T

2. 天然ガス購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

自家発電の場合

	記号	発電用天然ガス消費量(Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる天然ガスの数量(T)	還付金額(円)
A燃料会社	J1	3,000	$H1 \times J1 / M1$	0.804	627
B燃料会社	K1	3,000	$H1 \times K1 / M1$	0.804	627
C燃料会社	L1	4,000	$H1 \times L1 / M1$	1,071	836
合計	M1	10,000		2,679	2,089

例えば、A燃料会社が他の燃料会社から購入している場合の按分方法

	記号	発電用天然ガス消費量(Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる天然ガスの数量(T)	還付金額(円)
A燃料会社	N1	1,000	$H1 \times J1 / M1 \times N1 / J1$	0.268	209
D燃料会社	O1	1,000	$H1 \times J1 / M1 \times O1 / J1$	0.268	209
E燃料会社	P1	1,000	$H1 \times J1 / M1 \times P1 / J1$	0.268	209
合計	J1	3,000		0.804	627

記1) D燃料会社が他の燃料会社から購入している場合は、この場合と同様に按分して下さい。

2) この場合のように燃料会社が、複数ある場合でもそれぞれの帳票と伝票などが必要となります。

【輸入された天然ガス(LNG)の場合】

1. 還付金の計算

自家発電の場合

	記号	単位	計算式	数値
発電のために消費したLNGの数量(購入状態)	A11	m <sup>3</sup>		
発電のために消費したLNGの数量(標準状態)	A12	Nm <sup>3</sup>	$A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.7}$	10,000
LNGを消費して発電した電気の量	B1	kWh		40,000
自ら発電した電気の量	C1	kWh		40,000
他者から供給された電気の量	D1	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E1	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	F1	—	$(B1 / (C1 + D1)) \times (E1 / (C1 + D1))$	0.234
苛性ソーダ製造に要したLNGを消費して発電した電気の量	G1	kWh	$(C1 + D1) \times F1$	15,000
還付対象となりうるLNGの数量	H1	T	$A12 / Z^2 / B1 \times G1 / 1000$	3.074
還付金額	I1	円	H1 × 税率	2,398
LNGの比容積	Z	m <sup>3</sup> /T		1.22

記1) LNGを購入状態(温度t℃、絶対圧力p atm)から標準状態(温度0℃、圧力1atm)への換算は、  
 気体の状態方程式 $A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1.7}$ を用いて下さい。

2) 発電のために消費したLNGの数量の単位をm<sup>3</sup>とする場合、ガス会社が計測したLNGの比容積Zm<sup>3</sup>/kgを用いてm<sup>3</sup>からTに換算する。

3) LNGの税率 780 円/T

2. LNG購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

自家発電の場合

	記号	発電用LNG 消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象と なるLNGの 数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	J1	3,000	$H1 \times J1 / M1$	0.922	719
B燃料会社	K1	3,000	$H1 \times K1 / M1$	0.922	719
C燃料会社	L1	4,000	$H1 \times L1 / M1$	1.230	959
合計	M1	10,000		3.074	2,398

【混合ガス(都市ガス)の場合】

1. 還付金の計算

(1) 自家発電の場合

	記号	単位	計算式	数値
発電のために消費した混合ガスの数量(購入状態)	A11	m <sup>3</sup>		
発電のために消費した混合ガスの数量(標準状態)	A12	Nm <sup>3</sup>	$A12=A11 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1)}$	10,000
混合ガスを消費して発電した電気の量	B1	kWh		40,000
自ら発電した電気の量	C1	kWh		40,000
他者から供給された電気の量	D1	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E1	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	F1	—	$(B1/(C1+D1)) \times (E1/(C1+D1))$	0.234
苛性ソーダ製造に要した混合ガスを消費して発電した電気の量	G1	kWh	$(C1+D1) \times F1$	15,000
還付対象となりうる混合ガスの数量	H1	T	$A12/1.4^{2})/B1 \times G1/1000$	2.679
還付金額	I1	円	$H1 \times \text{税率} \times 90/100$	2,089

記1) 混合ガスを購入状態(温度t℃、絶対圧力p atm)から標準状態(温度0℃、圧力1atm)への換算は、

2) 1.4<sup>2)</sup>は、石油石炭税法施行令第4条第2項に定める天然ガスの比容積1.4m<sup>3</sup>/kgである。

3) 混合ガスの税率 780 円/T

(2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	単位	計算式	数値
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者発電のために消費した混合ガスの数量(購入状態)	A21	m <sup>3</sup>		
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者発電のために消費した混合ガスの数量(標準状態)	A22	Nm <sup>3</sup>	$A22=A21 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))^{1)}$	10,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が混合ガスを消費して発電した電気の量	B2	kWh		40,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が自ら発電した電気の量	C2	kWh		40,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が他者から供給された電気の量	D2	kWh		24,000
苛性ソーダ製造に使用した電気の量	E2	kWh		24,000
苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者へ供給した電気の量	F2	kWh		36,000
苛性ソーダ製造業者が自ら発電した電気の量	F3	kWh	=C1	40,000
苛性ソーダ製造業者がその他から供給を受けた電気の量	F4	kWh	=D1	24,000
苛性ソーダ製造に要した電気の割合	G2	—	$(B2/(C2+D2)) \times (E2/(F2+F3+F4))$	0.150
苛性ソーダ製造に要した混合ガスを消費して発電した電気の量	H2	kWh	$F2 \times G2$	5,400
還付対象となりうる混合ガスの数量	I2	T	$A22/1.4^{2})/B2 \times H2/1000$	0.964
還付金額	J2	円	$I2 \times \text{税率} \times 90/100$	752

記1) 混合ガスを購入状態(温度t℃、絶対圧力p atm)から標準状態(温度0℃、圧力1atm)への換算は、

気体の状態方程式 $A22=A21 \times (p/1) \times (273.2/(273.2+t))$ を用いて下さい。

2) 1.4<sup>2)</sup>は、石油石炭税法施行令第4条第2項に定める天然ガスの比容積1.4m<sup>3</sup>/kgである。

3) 混合ガスの税率 780 円/T

2. 混合ガス(都市ガス)購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金

(1) 自家発電の場合

	記号	発電用混合ガス消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる混合ガスの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	J1	3,000	$H1 \times J1 / M1$	0.804	627
B燃料会社	K1	3,000	$H1 \times K1 / M1$	0.804	627
C燃料会社	L1	4,000	$H1 \times L1 / M1$	1.071	836
合計	M1	10,000		2.679	2,089

例えば、A燃料会社が他の燃料会社から購入している場合の按分方法

	記号	発電用混合ガス消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる混合ガスの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	N1	1,000	$H1 \times J1 / M1 \times N1 / J1$	0.268	209
D燃料会社	O1	1,000	$H1 \times J1 / M1 \times O1 / J1$	0.268	209
E燃料会社	P1	1,000	$H1 \times J1 / M1 \times P1 / J1$	0.268	209
合計	J1	3,000		0.804	627

記1) D燃料会社が他の燃料会社から購入している場合は、この場合と同様に按分して下さい。

2) この場合のように燃料会社が、複数ある場合でもそれぞれの帳票と伝票などが必要となります。

(2) 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から電気の供給を受ける場合

	記号	発電用混合ガス消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる混合ガスの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	K2	3,000	$I2 \times K2 / N2$	0.289	226
B燃料会社	L2	3,000	$I2 \times L2 / N2$	0.289	226
C燃料会社	M2	4,000	$I2 \times M2 / N2$	0.386	301
合計	N2	10,000		0.964	752

例えば、A燃料会社が他の燃料会社から購入している場合の按分方法

	記号	発電用混合ガス消費量 (Nm <sup>3</sup> )	計算式	還付対象となる混合ガスの数量 (T)	還付金額 (円)
A燃料会社	O2	1,000	$I2 \times K2 / N2 \times O2 / K2$	0.096	75
D燃料会社	P2	1,000	$I2 \times K2 / N2 \times P2 / K2$	0.096	75
E燃料会社	Q2	1,000	$I2 \times K2 / N2 \times Q2 / K2$	0.096	75
合計	K2	3,000		0.289	226

記1) D燃料会社が他の燃料会社から購入している場合は、この場合と同様に按分して下さい。

2) この場合のように燃料会社が、複数ある場合でもそれぞれの帳票と伝票などが必要となります。



## 9. 還付金額の計算シートの記載要領

### I. 苛性ソーダ製造業者による自家発電の場合

#### (1) 「還付金の計算」のシート（燃料購入元が一つの場合）

- ・ 様式 4-1, 5-1 における年度合計の数量を還付金額の計算シートの A1~E1 の欄に該当する数値を記入し、F1~I1 を計算して下さい。
- ＊国内で採取された天然ガス、輸入された天然ガス(LNG)及び混合ガス(都市ガス)を購入状態から標準状態へ換算する場合は、購入状態の数量(A11 又は A21)から標準状態(A12 又は A22)へ気体の状態方程式を用いて換算して下さい。ここで購入状態とは、ガスの温度を  $t^{\circ}\text{C}$ 、圧力を  $p \text{ atm}$  とし、標準状態とは、温度  $0^{\circ}\text{C}$ 、圧力  $1 \text{ atm}$  の下における乾燥したガスの状態をいいます。

#### (2) 「燃料購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金」のシート

- ・ A, B, C 燃料会社の燃料消費数量は、様式 4-1 の当期消費量から引用し、還付金額の計算シートの H1 を用いて按分計算して下さい。

### II. 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者に電気を販売する場合

#### (1) 「還付金の計算」のシート（燃料購入元が一つの場合）

- ・ 様式 4-2, 5-1, 5-2, 6-1 における年度合計の数量を還付金額の計算シートの A2~F2 の欄に該当する数値を記入し、G2~J2 を計算して下さい。

#### (2) 「燃料購入元が複数ある場合のそれぞれの還付金」のシート

- ・ A, B, C 燃料会社の燃料消費数量は、様式 4-2 の当期消費量から引用し、還付金額の計算シートの I2 を用いて按分計算して下さい。